

## 計量関係法規

## 注意事項

- 1 解答時間は、1 時間 10 分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 次の記述は、計量法第1条の目的に関するものであるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律は、計量の(ア)を定め、(イ)な計量の実施を確保し、もって(ウ)の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	標準	正確	生活
2	基準	適正	生活
3	基準	適正	経済
4	標準	正確	経済
5	手法	最適	生活

問2 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。
- 2 この法律において「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとする。
- 4 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなさない。
- 5 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

問3 次の記述は、計量法第3条に関するものであるが、(ア)と(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量のうち別表第1の上欄に掲げるものの(ア)は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その(イ)は、国際度量衡総会の決議その他の(ア)に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(ア)	(イ)
1 計量単位の記号	標準となるべきもの
2 計量単位の記号	定義
3 法定計量単位	標準となるべきもの
4 計量単位	定義
5 計量単位	現示方法

問4 次を示す計量法の法定計量単位と物象の状態の量の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(法定計量単位)	(物象の状態の量)
1	気圧	圧力
2	カロリー	仕事
3	ピーエッチ	濃度
4	ワット時	電力量
5	シーベルト	線量当量

問5 商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するときは、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。
- 2 計量法第12条第1項の政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品とその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 3 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 4 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。
- 5 計量法13条第1項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品とその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。

問6 次に示す計量法第12条第1項の政令で定める特定商品とその特定物象量の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(特定商品)	(特定物象量)
1	野菜ジュース	質量又は体積
2	ソース	質量又は体積
3	家庭用合成洗剤	質量又は体積
4	アルコールを含む飲料（医薬用のものを除く。）	質量又は体積
5	油性塗料	質量又は体積

問7 計量法第18条の使用方法等の制限の対象となる特定計量器として、誤っているものを一つ選べ。

- 1 タクシーメーター
- 2 水道メーター
- 3 燃料油メーター
- 4 ガスメーター
- 5 濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）



問8 定期検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関に定期検査の業務（以下「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。
- 2 経済産業大臣が定期検査の実施に関する公示をしたときは、都道府県知事は、その対象となる特定計量器の数及び所在地を調査し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に報告しなければならない。
- 3 定期検査の合格条件の一つとして、定期検査を行った特定計量器に検定証印等が付されていること、がある。
- 4 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。
- 5 定期検査に代わる計量士による検査をした計量士は、その特定計量器が定期検査の合格条件に適合するときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に経済産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

問9 次の記述は、計量法第30条の指定定期検査機関の業務規程に関するものであるが、(ア)と(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、(ア)の(イ)を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(ア)	(イ)
1 経済産業大臣	認可
2 都道府県知事又は特定市町村の長	認可
3 都道府県知事又は特定市町村の長	承認
4 都道府県知事又は特定市町村の長	許可
5 経済産業大臣	許可

問10 特定計量器の製造、修理及び販売に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検定を行わなければならない。
- 2 電気計器以外の特定計量器の製造を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、市町村の長を経由して都道府県知事にその製造の事業の届出をしなければならない。
- 3 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（政令で定める特定計量器を除く。）、分銅及びおもりである。
- 4 自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、その製造の事業の届出をしなければならない。
- 5 変成器の修理の事業を行う者は、合番号が付されている変成器の修理をしたときは、いかなる場合であってもその合番号を除去しなければならない。

問11 特殊容器に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特殊容器とは、透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。
- 2 指定製造者が製造した経済産業省令で定める型式に属する特殊容器であって、経済産業省令で定める表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、計量法の使用の制限に関する規定は適用されない。
- 3 外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者は、指定外国製造者の指定を受けることができる。
- 4 指定製造者の指定の基準の一つとして、特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること、がある。
- 5 指定製造者の指定は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

問12 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 国内にある製造事業者で承認製造事業者になることができるのは、届出製造事業者である。
- 2 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める製造技術基準に適合するようにしなければならない。ただし、当該事業者が、その海外工場で生産された当該特定計量器を輸入して販売する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りではない。
- 3 承認製造事業者であった者が海外に工場を移転した場合には外国製造事業者となるため、型式の承認を受けることが認められていない。
- 4 型式の承認には有効期間の定めはないため、更新を受ける必要はない。
- 5 承認製造事業者は、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問13 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けなければならない。
- 2 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、承認に係る型式に属する特定計量器を製造したときは、検定証印を付すことができる。
- 3 指定製造事業者の指定は、政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 指定外国製造事業者の指定は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 5 照度計の製造を行う工場又は事業場における品質管理の方法についての検査は、政令で定めるところにより、独立行政法人産業技術総合研究所が行う。

問14 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、基準器検査成績書を交付する。
- 2 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。
- 3 基準器検査の合格条件の一つとして、特定標準器による校正を行ったことを示す標章を付した証明書が交付をされた計量器であること、がある。
- 4 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。
- 5 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

問15 指定検定機関の指定の区分として、正しいものを一つ選べ。

- 1 タクシーメーター
- 2 分銅及びおもり
- 3 皮革面積計
- 4 振動レベル計
- 5 流速計



問16 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 2 計量証明の事業であって、運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、当該事業者による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- 5 都道府県知事は、計量証明事業者が計量法で定める登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量証明に使用する特定計量器について、計量士が経済産業省令で定める方法による検査を行い、当該計量士が都道府県知事又は特定市町村の長に証明書を添えてその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しない。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器については、都道府県知事が行う計量証明検査を受けることを要しない。
- 3 計量証明検査の合格条件の一つとして、特定計量器の器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと、がある。
- 4 計量証明検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、計量証明検査証印を付すとともに、その証印には、その計量証明検査を行った年を表示するものとする。
- 5 計量証明検査を受けるべき期間は、騒音計及び振動レベル計は3年、非自動はかり及び皮革面積計は2年である。

問18 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業とは、濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量の極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。
- 2 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣に申請して、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた計量を行う機関に関する基準に適合している旨の認定を受けることができる。
- 3 認定特定計量証明事業者は、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 4 認定特定計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
- 5 認定特定計量証明事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

問19 特定計量証明事業の認定の取消し事由として誤っているものを、次の中から一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること、に適合しなくなったとき。
- 2 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること、に適合しなくなったとき。
- 3 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること、に適合しなくなったとき。
- 4 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること、に適合しなくなったとき。
- 5 不正の手段により特定計量証明事業の認定又は認定の更新を受けたとき。

問20 計量士に関するア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 計量士の登録の申請は、住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に行う。
- イ 計量士でない者であっても、計量士の補助者として計量の実務に従事している場合は、計量士の名称を用いることができる。
- ウ 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年を経過しない者は、計量士の登録を受けることができない。
- エ 計量士の登録の申請をしようとする計量士国家試験の合格者は、全ての計量士の区分において、実務の経験がないと登録を受けることができない。
- オ 独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法第166条第1項の教習の課程を修了した者は、実務の経験にかかわらず計量行政審議会が計量士国家試験の合格者と同等以上の学識経験を有すると認めれば、計量士の登録を受けることができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問21 次の記述は、適正計量管理事業所の指定の基準に関するものであるが、  
（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、（ア）の種類に応じて経済産業省令で定める（イ）が、当該事業所で使用する（ア）について、経済産業省令で定めるところにより、（ウ）を定期的に行うものであること、がある。

	（ア）	（イ）	（ウ）
1	特定計量器	計量士	検査
2	基準器	適正計量管理主任者	校正
3	基準器	計量士	検査
4	特定計量器	適正計量管理主任者	検査
5	基準器	主任計量者	校正

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 適正計量管理事業所の指定の基準の一つとして、計量管理の方法が都道府県知事が定めた基準に適合すること、がある。
- 3 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、その基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

問23 次の記述は、特定標準器以外の計量器による校正等に関する計量法第143条第1項の規定であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う(ア)の表示する物象の状態の量又は値付けを行う(イ)に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、(ウ)を受けることができる。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	計量器	標準物質	登録
2	基準器	標準物質	登録
3	計量器	分析器	認可
4	基準器	分析器	認可
5	計量器	標準物質	認可



問24 計量法第136条第1項に基づき、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が、特定標準器による校正等を行ったときに交付する証明書に付す標章を、次の中から一つ選べ。

1 JCSS

2 jcss

3 

4 

5 

問25 計量法における立入検査に関するア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア この法律の施行に必要な限度において、その職員に立入検査をさせることができる者は、経済産業大臣と都道府県知事のみである。

イ 立入検査においては、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品は検査できるが、帳簿や書類についてまでは検査することができない。

ウ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

エ 計量法に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してもよい。

オ 立入検査において、その所在の場所において検査することが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があった場合でも、あくまで検査は所在の場所において実施されるべきものであるため、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、当該計量器等の提出を命ずることはできない。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個